

第 10 章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

1. 評価の原則

貸借対照表勘定における各資産の評価に当たっては、評価時点で観察可能な市場価格を用いて評価する。市場価格が得られない場合は、評価時点で取得された資産であるとして価額を推計する。主な推計方法は以下のとおり。

(1) フロー系列の累積の再評価

当該資産の取得から処分を控除した価額を累積し、固定資産については経過時間に応じた減価を控除した上で、再調達価格で再評価することによって推計する。在庫や耐久消費財の推計に利用するベンチマーク・イヤー法や固定資産の推計に利用する恒久棚卸法がこれにあたる。

(2) 収益還元法

当該資産から期待される将来便益の現在価値（割引価値）によって推計する。地下資源、漁場等の評価に際して利用している。

2. 各項目の推計方法

(1) 非金融資産

a. 生産資産

(a) 在庫

i. 推計方法の概要

『昭和 45 年国富調査』（経済企画庁）の結果をベンチマークとして、各年の増加額を積上げ推計する。

推計式

期末在庫残高＝期首在庫残高＋在庫品増加額＋調整額

『昭和 45 年国富調査』における棚卸資産額を制度部門別及び形態別に組み替える。その際、コモ法における在庫品評価調整方法に準じた方法により、棚卸資産額を 45 年末評価資産額に調整する。

在庫品増加額の推計方法については、第 2 章「4. 在庫品増加額の推計」を参照。

ii. 調整額の推計

(i) 価格変化による再評価（再評価勘定）

期首在庫残高及び期中の在庫品増加額に対し、期首及び期中平均から期末にかけての価格変化率を乗じることにより推計する。

推計式

$$\begin{aligned} & \text{期首在庫残高} \times \left(\frac{\text{期末インフレーター}}{\text{期首インフレーター}} - 1 \right) \\ & + \text{在庫品増加額} \times \left(\frac{\text{期末インフレーター}}{\text{期中平均インフレーター}} - 1 \right) \end{aligned}$$

(ii) 制度部門分類の変更等による調整（その他の資産量変動勘定）

公的企業の民営化等制度部門が変更となった場合には、再調達価格による調整額を推計し、調整勘定において、変更前の制度部門にはマイナス額、変更後の制度部門にはプラス額を計上する。（例）電源開発株式会社が平成16年に民営化されたことに伴い、公的非金融企業にマイナス額、民間非金融法人企業にプラス額を計上。

iii. 立木の推計

民有林は、仕掛品在庫に含まれる。

なお、国有林等は、有形非生産資産の中の、「土地」の「その他の土地（林地を含む）」に含まれる。

(i) 推計方法

民有林は、実現在庫法により推計されたストック額に各年の増加額を積上げ、インフレーターを用いて再評価資産額を推計する。

(ii) 調整勘定

立木の調整勘定分は、時価評価された期末評価額と前年末評価額との差額から在庫純増分を除いたものとして求める。

(iii) 制度部門別分割

民有林は、家計と民間非金融法人企業に分割する。

(b) 固定資産（有形・無形）

有形及び無形固定資産の期末資産残高は、コモ法から作成される総固定資本形成の時系列データを基礎として、恒久棚卸法に基づいて推計する。恒久棚卸法とは、過去に遡った財別産業別の総固定資本形成額の時系列をすべて記録し、これを財種別と投資主体と投資年（ビンテージ）によって決められた償却率で経過年数に応じて減耗させながら積上げることにより、現在における財別産業別の純資本ストック

額を計算する手法である。この計算を行うために、過去に遡って各年の財別産業別総固定資本形成額を記録する固定資本マトリックスの時系列を作成する。

なお、フロー系列の総固定資本形成では無形固定資産に分類されている「プラントエンジニアリング」について、ストック系列においては有形固定資産の「その他の構築物」の一部に体化されるものとして有形固定資産に移し替えてから計上する。また、フロー系列の総固定資本形成に含まれる「有形非生産資産の改良」については、ストック系列において有形非生産資産（土地）の資本取引として扱われるため、固定資産の期末資産残高には計上されない。

資産額については、年末時点における減価償却後資産額（純ストック額）を再調達価格で評価する。

i. 期末資産残高と固定資本減耗の推計

(i) 固定資本マトリックス

固定資本マトリックスは、コモ法による各年の財別総固定資本形成データ（名目：購入者価格表示）を、制度部門別・経済活動別に展開することによって作成する。建築物については、コモ法の計数を産業連関表等に基づいたより詳細な構築物に細分化する²⁷。基礎となる制度部門別の総固定資本形成額については、資本調達勘定により決定され、さらに内訳としての経済活動別総固定資本形成額については、『法人企業統計年報』や『工業統計調査』等の各種統計を利用して作成する。また各資本財を制度部門別・経済活動別に配分する方法については、『産業連関表』の「固定資本マトリックス」（昭和 45 年表から直近の平成 17 年表までの間に 8 回作成）を時系列的に整合するよう組み替えてベンチマーク配分比とし、RAS 法等によりバランス調整する。固定資本マトリックスは昭和 30 年から現在まで暦年ベースで作成する。

(ii) 恒久棚卸法

固定資本マトリックス（名目値）の時系列を、各年毎に財別基本単位デフレーター（暦年平均）を用いて実質化、建設物の細目については、国土交通省作成の『建設工事費デフレーター（平成 17 年基準）』を利用して実質化し、基準年価格による固定資本マトリックス（実質値）の時系列を作成する。次に、得られた固定資本マトリックス（実質値）を利用し、資本財別及び制度部門別・経済活動別のそれぞれの計数について恒久棚卸法による積上げ計算を行って、各暦年末の実質期末資産残高と固定資本減耗額を推計する。

実質資本ストックについては、

実質期末ストック額

²⁷ 平成 12 年基準以前は、社会資本について別に推計していたが、平成 17 年基準からは他の資本財と統一的に推計することとなった。

第10章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

$$= \text{実質期首ストック額} + \text{実質期中投資額} - \text{実質期中減耗額} + \text{実質調整額}$$
の関係が成立する。

固定資本減耗の方法については、全ての財について定率法を採用し、期中の固定資本減耗額は、毎期の期首ストック額に一定率の財別償却率を乗じて推計する。財別償却率は『民間企業投資・除却調査』（内閣府）等から、資本財別、制度部門別及び投資年（ビンテージ）別に計算した値を用いる。実質調整額には通常予期されない大規模災害の被害や制度部門分類の変更による制度部門間での資産移動等を計上する。

得られた固定資本ストックマトリックス（実質値）は、財別基本単位デフレーター（暦年末）を用いて再調達価格に変換し、固定資本ストックマトリックス（名目値）を得る。また固定資本減耗マトリックス（実質値）については、財別基本単位デフレーター（暦年平均）を用いて再調達価格に変換し、固定資本減耗マトリックス（名目値）を得る。さらに実質調整額（マトリックス）を財別基本単位デフレーター（暦年平均）で名目化した計数は、調整勘定における「その他の資産量変動勘定」に計上する。名目資本ストックについては、

名目期末ストック額

$$= \text{名目期首ストック額} + \text{名目当期投資額} - \text{名目当期減耗額} + \text{名目調整額}$$
の関係が成立する。名目調整額は、

名目調整額 = その他の資産量変動 + 名目保有利得
として調整勘定に表章される。

ii. 調整額の推計

(i) 制度部門分類の変更等による調整（その他の資産量変動勘定）

- ① 資本調達勘定の総固定資本形成に含まれている「有形非生産資産の改良」への投資額を貸借対照表勘定の有形非生産資産（土地）に分類替えするとともに、調整勘定に計上する。
- ② 公的企業の民営化等制度部門が変更となった場合には、再調達価格による調整額を推計し、調整勘定において、変更前の制度部門にはマイナス額、変更後の制度部門にはプラス額を計上する。（例）郵政事業特別会計（平成15年）、電源開発株式会社（平成16年）
- ③ 予見できない大規模な災害などにより生じた損失は、通常予見できる範囲を超えるものとして、調整勘定に計上する。
- ④ フロー編の総固定資本形成では無形固定資産に分類されているプラントエンジニアリングは、ストック編においては、有形固定資産の「その他の構築物」に一体化された形で計上する。そこで調整勘定において、無形固定資産の項目にプラントエンジニアリングの総固定資本形成額をマイナス額として計上し、

同額を有形固定資産の「その他の構築物」の項目にプラス額として計上する。

実際の計算においては、上記の①～④の推計値を実質化したのちに、恒久棚卸法計算における実質調整額として使用する。

(ii) 価格変化による再評価（再評価勘定）

期首純資産額及び期中の純固定資本形成額に対し、期首及び期中平均から期末にかけての価格変化率を乗じたものと定義される。実際には、上記の名目期末ストック額に関する恒等式から導出される名目調整額に対し、(i) の「その他の資産量変動」を控除することで計算する。

b. 有形非生産資産

(a) 土地

民有地と国公有地等に分け、地目は宅地、耕地、その他（林地含む）の 3 種に区分して推計を行う。土地の推計方法は基本的に地目別、地域別面積にそれぞれ対応する単価を乗ずる。

i. 民有地

(i) 宅地

全国評価額は各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各市町村（東京都特別区を含む）評価額の合計とする。

各市町村評価額は、各市町村の住宅地区及び村落地区の面積にそれぞれ対応する単価を乗じて住宅地区及び村落地区評価額を算出する。基礎資料は、面積は『固定資産の価格等の概要調書』（総務省）、単価は『地価公示』及び『都道府県地価調査』（ともに国土交通省）を用いている。

次に住宅地区及び村落地区評価額をベースとして、『固定資産の価格等の概要調書』における課税評価額の価格差を利用して、商業地区、工業地区、観光地区、併用住宅地区等の評価額を算出し、住宅地区及び村落地区評価額に加算する。

推計式

$$Si = \sum_{j=1}^n \{S_{ij} \times P_{ij} \times \alpha_i (1 + \beta_{ij} + \gamma_{ij} + \delta_{ij} + \varepsilon_{ij} + \zeta_{ij} + \eta_{ij})\}$$

$$S = \sum_{i=1}^{47} Si$$

i : 都道府県を表示する記号 j : 市町村を表示する記号

S_{ij} : 当該市町村の住宅地区及び村落地区年末面積

P_{ij} : 地価公示、地価調査より算出した当該市町村住宅地区、村落地区年末平均単価

第10章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

α_i : 都道府県別の単価補正率

β_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした商業地区への資産額推計比率

γ_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした工業地区への資産額推計比率

δ_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした観光地区への資産額推計比率

ε_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした併用住宅地区への資産額推計比率

ζ_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした農業用併用宅地への資産額推計比率

η_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした生産緑地内宅地への資産額推計比率

n : 当該都道府県内の市町村数

S_i : 当該都道府県の年末宅地資産額 S : 全国の年末宅地資産額

(ii) 田・畑・林地

全国評価額は各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各都道府県における一般の田・畑・林地の評価額と宅地介在の田・畑・林地の評価額の合計とする。基礎資料として、面積については『固定資産の価格等の概要調書』、単価については『田畑価格及び小作料調』及び『山林素地及び山元立木価格調』（ともに日本不動産研究所）を用いる。

推計式

$$S'i = (SA \cdot PA + SB \cdot PB + SC \cdot PC) + (Si \cdot \theta'i + Si \cdot \theta''i + Si \cdot \theta'''i)$$

$$S' = \sum_{i=1}^{47} S'i$$

SA, SB, SC : 当該都道府県の一般の田・畑・林地の面積

PA, PB, PC : 当該都道府県の一般の田・畑・林地の平均単価

Si : 当該都道府県の年末宅地評価額

$\theta'i, \theta''i, \theta'''i$: 当該都道府県の宅地評価額を基礎にした宅地介在の
田・畑・林地への評価額推計比率

$S'i$: 当該都道府県の田・畑・林地の評価額

S' : 全国の田・畑・林地の評価額

(iii) その他

全国評価額は各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各都道府県の田・畑・林地の評価額を基礎に推計する。

推計式

$$S''i = S'i \cdot Wi$$

$$S'' = \sum_{i=1}^{47} S''i$$

S_i : 当該都道府県の田・畑・林地の評価額

W_i : 当該都道府県の田・畑・林地の評価額を基礎にした「その他」への評価額推計比率

S''_i : 当該都道府県の「その他」評価額

S'' : 全国の「その他」評価額

ii. 国公有地等

国公有地等は、中央政府機関、地方政府機関及び対家計民間非営利団体の土地に大別される。地目区分（宅地、耕地、林地、その他）ごとの面積にそれぞれ対応する単価を乗じて推計を行う。

(i) 中央政府及び関連公的企業

政府会計（一般会計、特別会計）については、『財政金融統計月報（国有財産特集）』（財務省）に記載されている土地評価額を基礎とする。政府関係機関については、各種資料により土地評価額を集計する。

(ii) 地方政府及び関連公的企業

普通会計（一般会計、公営企業会計以外の特別会計）については、『公共施設状況調』（総務省）を用いる。都道府県及び市町村が所有する土地面積を、都道府県ごとに、宅地、耕地、山林及びその他に区分し、それぞれの面積に都道府県別単価を乗じて推計する。

公営企業会計については、『地方財政統計年報』の貸借対照表の土地評価額をもとに推計する。

財産区については、区有地面積を都道府県別に宅地、耕地、山林、原野及び雑種地に区分の上、それぞれの面積に都道府県別単価を乗じて推計する。

土地開発公社については各開発公社の帳簿価額の合計（総務省調査）より、道路公社及び住宅供給公社については各種資料それぞれ推計する。

(iii) 対家計民間非営利団体

宗教法人については『宗教年鑑』（文化庁）及び『法人土地基本調査』、教育機関については『学校基本調査』、社会福祉施設については『社会福祉施設調査報告』（厚生労働省）、『法人土地基本調査』及び『公共施設状況調査』を基に、それぞれ面積に地方政府の推計で用いる単価を乗じて推計する。

国有林等は、『財政金融統計月報（国有財産特集）』から立木竹の資産額、および『国有林野事業統計書』（林野庁）等を基に面積に対応する単価を乗じて推計する。なお、単価は、『山林素地及び山元立木価格調』（日本不動産研究所）の山元立木価格の変化を反映させた価格系列による。制度部門については、一般政府、公的非金融企業の土地の「その他（林地含む）」にストック額を計上する。

第10章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

企業等の制度部門が変更となった場合には、調整勘定（その他の資産量変動勘定）に変更前の制度部門にはマイナス額、変更後の制度部門にはプラス額を計上する。

iii. 制度部門分割

(i) 非金融法人企業

民間非金融法人企業については、『固定資産の価格等の概要調書』から得られる都道府県別法人比率を民有地評価額に乗じた額から、別途推計する民間金融機関の資産額を控除する。公的非金融企業については、国公有地等の評価額から分離計上する。

また、介護施設については『介護サービス施設・事業所調査』（厚生労働省）、『公共施設状況調』及び『法人土地基本調査』をもとに面積に地方政府の単価を乗じて推計を行い、非金融法人企業に含める。

(ii) 金融機関

民間金融機関については、金融機関の種類別（全国銀行、中小企業金融機関、農林水産金融機関、保険、証券）、用途別（店舗用地、社宅等用地、その他）、都道府県別の面積にそれぞれ対応する単価を乗じる。面積は有価証券報告書等に記載されている用途別内訳を利用する。単価については金融機関の種類に応じて『固定資産の価格等の概要調書』の情報により調整を行って算定したものを用いる。

公的金融機関については、各種資料により土地評価額を集計する。

(iii) 一般政府

国公有地等の推計において一般政府として推計した額を計上する。

(iv) 家計

民有地評価額に『固定資産の価格等の概要調書』における都道府県別個人比率を乗じて推計する。

(v) 対家計民間非営利団体

国公有地等の推計において対家計民間非営利団体として推計した額を計上する。

(b) 地下資源

地下資源は、①石炭・石油・天然ガス、②金属鉱物、③非金属鉱物に区分して推計を行い、合計額を求める。

i. 推計方法

収益還元法（ホスコルド方式）により推計する。

推計式

$$P = a \times \frac{1}{S + \frac{r}{(1+r)^{n-1}}} = \frac{1}{S + F_n}$$

a : 純収益 s : 報酬利率 r : 蓄積利率 n : 稼行年数
F_n : 償還基金率

純収益は、生産額から原料、資材、燃料、電力、その他支出及び現金給与総額を控除する。稼行年数は可採粗鉱量を採掘粗鉱量で除して求める。基礎資料として、『本邦鉱業のすう勢調査』（経済産業省）を用いる。

還元利率は、蓄積利率と報酬利率の 2 種の利率を用いる。

蓄積利率は、鉱石を採掘・販売し、鉱業権の価値を回収するため安全確実に得られる利率であり、国債、公社債、預金等の利率を勘案して設定する。

報酬利率は、投下資本に対する報酬を得るための利率で、蓄積利率にリスクを加えたものであり、各種資料により設定する。

ホスコルド方式による評価額には、地下資源に加えて設備資産が含まれる。設備資産のうち地上設備については、固定資産の計数を用い、地下資源の評価額からその分を控除する。

ii. 制度部門分割

非金融法人企業に分類する。

(c) 漁場

漁場の範囲は、粗放養殖を除く全ての養殖漁場であり、内水面（河川及び湖沼）及び外海と仕切られた沿岸における養魚池及び養魚場、養殖かき及び真珠の養殖場等とする。

また、関連施設については、固定資産として別途評価されること等から対象としない。

i. 推計方法

収益還元法により推計する。

推計式

$$P = \frac{a}{r}$$

a : 魚種別純収益 r : 還元利率

第10章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

原資料から得られる各年の純収益は好不況による価格や収穫量の変化などを含むため、過去5年間の平均純収益率を用いる。

$$\text{純収益} = \text{生産額} \times \text{純収益率（過去5か年平均）}$$

純収益率は、海面養殖業については『漁業経営調査』（農林水産省）、内水面養殖業については『漁業センサス』（農林水産省）をそれぞれ用いて推計する。海面養殖業については、養殖収入から養殖支出、見積もり家族労賃、支払利子、租税公課を控除した額を用いる。内水面養殖業については、収穫金額から「種苗費、飼育費、労賃及びその他の費用（合計値の20%相当）を合計した額」を控除した額を用いる。

ii. 制度部門分割

家計（個人企業を含む）に分類する。

（2）金融資産及び負債

第9章「2. 金融取引」参照。

3. 調整勘定

（1）調整勘定の役割

調整勘定には、貸借対照表勘定の期首と期末の変動のうち資本調達勘定における変動以外の要因が計上される。具体的には、

- a. 価格変化による再評価
- b. 債権者による不良資産の抹消
- c. 予測不可能な事態に基づく調整
- d. 資本調達勘定から除外されている有形資産の価値の純増
- e. 制度部門分類の変更等による調整
- f. 購入された非金融無形資産の消滅
- g. 基礎資料や推計上の不突合及び不連続

の調整項目が概念上含まれる。

このうち、「a.」は、期首・期末間の実現、未実現のキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス（名目保有利得及び損失）である。これは、資本調達勘定では、資産・負債を取得時価格で評価し、また、貸借対照表勘定において期首の資産・負債は期首価格で評価されるのに対し、期末の資産・負債は、期末価格で評価されることから生じる名目値の差を計上するものである。

調整勘定の推計には、調整項目を積上げて算出する方法と、期首、期末の残高差額から接近する方法がある。

前者は、固定資産、在庫及び一部の金融資産・負債の推計に適用され、価格変化による再評価、分類の変更による調整等の調整項目を加えて全体の調整額を算出する。

後者は、土地、一部の金融資産・負債に適用され、まず期首と期末の残高差額を算出し、それから期中の資本取引を差し引いて調整額を求める。次に調整額を価格変化による再評価、自然成長等の調整項目に細分化する。

調整勘定は、更に数量的な変化に起因する「その他の資産量変動勘定」と、価格変化に起因する「再評価勘定」に分割される。

(2) その他の資産量変動勘定

その他の資産量変動勘定は、地下資源の発見や減耗、戦争または政治事件による破壊や自然災害による破壊のような要因による数量の変化であり、現実には資産の量を変化させるものを記録する。

その他の資産量変動勘定の記録事項は、取引の結果ではないものを記録するという点で再評価勘定と同様な性格を持つが、記録事項は資産、負債及び正味資産の変化等多様な種類にわたる。

その他の資産量変動勘定は、以下の項目を含む。

- a. 地下資源の確認埋蔵量の変動等
- b. 貴重品や歴史的記念物
- c. 漁業資源等
- d. 地震、台風等災害による損失
- e. 政府による理由なき一方的な資産の没収
- f. 陳腐化、脆弱性による除却及び在庫品の例外的損失
- g. 債権者による不良債権の抹消等
- h. 制度部門の変更

(3) 再評価勘定

再評価勘定は、金融・非金融資産及び負債の所有者に対して、当該会計期間中に生じた名目保有利得または損失を記録する。

一定量の資産に対する名目保有利得は、その価格の経時的変化または、一般的にはその貨幣的価値の経時的変化の結果として、当該資産の所有者に生じる利益額として定義される。負債に対する保有利得の価値は、符号は逆であるが負債の価格または貨幣的価値の変化に等しい。

こうした名目保有利得は、さらに中立保有利得と実質保有利得に分割される。推計方法は以下のとおり。

a. 名目保有利得

名目保有利得は、当期末と前期末の資産（負債）残高の差額から、資本取引及びその他の資産量変動を差し引いた額となる。

b. 中立保有利得

中立保有利得は、名目保有利得のうち、一般物価指数とまったく同様な動きを経時的に示す場合に生じるであろう保有利得であり、GDP デフレーターにより計測する。

c. 実質保有利得

実質保有利得は、資産（負債）に対する名目保有利得と中立保有利得の差として計測する。

4. 家計の耐久消費財残高（参考）

家計の耐久消費財残高は参考として表章する。推計の範囲は、「①家具・敷物、②家庭用器具、③個人輸送機器、④情報・通信機器、⑤その他」とする。骨とう品、美術品は評価の困難性から除外する。

推計方法については、『昭和45年国富調査（家計資産調査）』を基礎資料とし、資産項目をSNAに適合するよう組替え、半年分の減価償却を加えてベンチマークとした上で、ベンチマーク・イヤー法により推計を行う。

耐久消費財支出額は、「家計の目的別最終消費支出」の計数を用いる。

なお、調整額には、減価償却額、価格変化による再評価及びその他の資産量変動を含める。

表10-1 昭和45年国富調査と耐久消費財分類の対応

国 富 調 査	耐 久 消 費 財 分 類					備 考
	家 具 ・ 敷 物	家 庭 用 器 具	個 人 輸 送 機 器	情 報 ・ 通 信 機 器	そ の 他	
耐 久 消 費 財						
家 具 ・ 敷 物 類	○					
家 庭 用 器 具		○				
(うち) ステンレス流し台	○					
調 理 台	○					
裁 ち 台	○					
輸 送 用 機 器			○			うば車（ベビーカー）は除外
教 養 娛 楽 用 具						
テ レ ビ				○		
ラ ジ オ ・ 他 の 音 響 装 置				○		
光 学 器 具					○	
楽 器					○	
ス ポ ー ツ 用 品						除外
文 具					○	タイプライター、電卓等
他の教養娯楽用具						除外（マージャンパイ、将棋盤等）
そ の 他						
医 療 用 器 具						除外
理 容 衛 生 器 具						〃
時 計						〃
家 庭 用 工 具					○	電動工具、家庭用大工セット（電動でないものは除外）
他 の 雑 器 具						除外（きやつ、はしご、プランコ等）
(うち) 電気井戸ポンプ		○				
太陽熱温水器		○				
半 耐 久 消 費 財						
教 養 娛 楽 ・ 家 庭 用 雑 品 類						
(うち) 置 物	○					
主 な 品 目	木製流し台・調理台・ガス台、木製机・テーブル・椅子、石工品、タフデッドカーペット、木製棚・戸棚、その他の木製家具	エアコンディショナ（セパレート型等）、電気冷蔵庫、その他の民生用電気機械器具、その他の空調・住宅関連機器、その他の厨房機器、電気洗濯機、理容用電気器具	乗用車、トラック、二輪自動車、軽快車・ミニサイクル・マウンテンバイク、車いす	液晶テレビジョン受信機、パーソナルコンピュータ、携帯電話、磁気・光学録画再生装置、無線応用装置、業務用パッケージソフト、その他のソフト	デジタルカメラ、カメラ・写真装置の部品、取付具・付属品、顕微鏡・拡大鏡、高倍率レンズ、ピアノ、電子楽器	